

高萩・北茨城広域事務組合職員の給与に関する規則

令和元年10月1日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員の給与に関する条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第5号）第2条において、その例によるものとされた北茨城市職員の給与に関する条例（昭和32年北茨城市条例第16号。次条において「市条例」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を除き、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当の支給)

第2条 管理職員特別勤務手当の支給については、北茨城市職員の給与に関する規則（昭和32年北茨城市規則第7号。次条において「市規則」という。）第21条の2の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、市条例第17条の3第1項の規則で定める職員は、別表の職員の職欄に掲げる職を占める職員とし、同条第3項第1号の規則で定める額は、当該職員の職の区分に対応する同表右欄に掲げる額とする。

(職員の給与)

第3条 前条に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を除く、職員の給与については、市規則の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	職	手当の額
事務局	事務局長 次長 参事	8,000円
	副参事 課長 主査	6,000円
	課長補佐	4,000円
議会事務局	事務局長	8,000円
	次長 主査	6,000円
	次長補佐	4,000円
監査委員事務局	事務局長 主査	6,000円
	局長補佐	4,000円